

新津商工会議所 No.345-1 2015年3月24日

CCI EXPRESS TEL:22-0121 FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp · Email:n-cci@fsinet.or.jp

4月の主なスケジュール

開催日時	種別	内 容	申込
4月 9·10日 9:00~16:00	相談会	労働保険・社会保険なんでも個別相談会 詳細は今月号をご覧下さい。 専門家による指導が無料で受けられます!	不要
4月中旬	お知らせ	商工会議所会費口座振替のご案内発送 5/11にD座版替になる会費の金額・D座等についておんガキにてお知らせ致します。	

講演会開催のご案内

■日 時:3月26日(木)16:00~17:00

■場 所:一楽 ホール TEL:22-3155 (秋葉区新津本町2-7-10)

■テーマ:「新潟県の経済情勢」

■講 師:日本銀行新潟支店 支店長 千田英継 氏

■定 員:100名(定員になり次第締め切り)

■ 聴講料:無料

※当日は、15:00~15:50まで臨時議員総会が開催されますの

で講演会は議員総会終了後の開催となります。

■申込み:新津商工会議所(TEL:22-0121)

労働保険・社会保険 なんでも個別相談会

日頃、疑問に思っている年金、健康保険、労災雇用保険、労働基準法等 の問題について専門家が無料で相談に応じます。この機会に是非ご利用 ください。

〇日 時:4月 9日(木)~4月10日(金) 9:00~16:00

〇会 場:新津商工会議所 3階ホール

〇相談員:専門相談員

〇主な相談受付項目 ・労働保険年度更新申告手続き等

・雇用保険、労災保険に関すること

・年金、健康保険に関すること

・労働基準法に関すること

・雇入、解雇、退職、賃金等に関すること

・その他(労働、社会保険問題全般)

「新潟市元気創生プレミアム付き商品券」の 取扱い店を募集しています! 10%付きのプレミアム付き商品券(総額55億円)が新潟市でも発行されます。

この商品券は、新潟市からの依頼を受け(協)新潟市商店街連盟や市内の商工会 議所(新津商工会議所など)と商工会等が実施主体として「新潟市プレミアム付 き商品券実行委員会」を組織し発行されるものです。

★参加資格:本市で小売・飲食・サービス業を営む店舗

★募集期間:11月30日(月)まで

★取扱店一覧掲載締め切り日:5月20日(水)

★プレミアム付き商品券有効期間:6月中旬~11月30日(月)

★募集要項など詳しくは「新潟市元気創生プレミアム付き商品券ホーム ページに掲載|新潟市元気創生|検索 URL: pre2015-niigat a.gif10ken.com/

◎問合せ先:市プレミアム付き商品券実行委員会

(協同組合新潟市商店連合会 TEL:025-246-4820)

※月~金曜日午前9時~午後5時

新津商店街(協)連合会より 「ミニSL、C21運行事業」への協賛金のお願い

新津商店街(協)連合会では、「鉄道文化」と「街づくり」との関連をベー スに捉えて市街地への交流人口を増やし活力を生み出すことを目的として、 平成24年に「ミニSL・C21」を取得しました。そして、秋葉区内の イベントや各祭りなどで運行、子供達に乗車してもらい大変喜ばれており ます。

この度、同商店街連合会では現状に満足することなくこのミニSLがも っと脚光を浴びるよう魅力作りを計画。もう一段グレードアップさせるた めに「円周コース型線路」の導入に向け、企業の皆様に広く協賛を呼びか けています。

協賛金は、コースに使われるカラーコーンに協賛者の事業所 名シールを貼付するもので1枚5、000円からお願いしてお ります。詳細については新津商店街(協)連合会(事務所は(株)三 新軒TEL:22-1111)までお問い合わせ下さい。



平成27年度の協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率について

平成27年度の協会けんぽの健康保険料率、介護保険料率が本年4月分(5 月納付分)より、次のとおり変更となりました。

〇新潟支部健康保険料率・9、86%(前年度は9、90%)

○介護保険料率……1.58%(前年度は1.72%)

※40歳以上65歳未満の方は健康保険料率に介護保険料率が加わります。それ 以外の方は健康保険料率のみ適用されます。



新津商工会議所 No.345-2 2015年 3月24日

CCI EXPRESS TEL:22-0121 FAX:25-2332

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運転設備	5年~ 15年以内	基準利率 1.30%~
教育一般貸付	1学生あたり 350万円	教育資金	15年以内	固定金利 2.25%

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般 的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
・申告決算書 最近2期分	・履歴事項全部証明書または登記簿謄本
(申告されている場合)	・最近2期分の確定申告書・決算書
・見積書	・最近の試算表(決算後6カ月以上経過して
(設備資金をお申込の場合)	いるか、または事業を始めたばかりで決算
	を終えていない方)
	・見積書(設備資金をお申込の場合)

★申込先やお問い合わせ★

日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代 4-4-27 NBF新潟テレコムビル9 FTEL:025-246-2011 · FAX:025-246-202 2) か当所へ。

経営改善貸付(マル経融資、無担保・無保証人)

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業(宿泊業及び娯楽業 は、20人)では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法 人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方
- ★申込やお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:22-0121)まで



4名の経営指導員が地区別に相談に応じています。

(北部地区:遠山、東部地区:近藤、南部地区:蝿野、西部地区:桐生) 経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますのでお気軽にご相談下さい。

資金繰り円滑化相談会

中小企業者の皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商 工会議所を会場に定例相談会を開催します。

●新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

4月 7日(火)・5月 7日(木) ●日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~) 4月 7日(火)・5月12日(火)

※相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-O121)

税制改正のポイント【贈与税】

平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税につい て適用されます。

1. 相続時精算課税制度の適用者が拡大されます

◎贈与者(贈与した年の1月1日において)

改正前		改正後	
65歳以上の者		60歳以上の者	
◎受贈者(贈与を受けた:	年の1月1	日において20歳」	以上の者で)

改正前

贈与者の推定相続人

改正後

贈与者の推定相続人及び孫

2. 暦年課税の税率構造が変わります

最高税率の引上げや直系尊属(父母や祖父母等)から贈与を受けた場合の 特例税率の新設等、暦年課税を適用する場合の税率構造が変わります。

	【改正	前】	_
基礎控除後の 課税価格	税率	控除額	
200万円以下	10%	_	
300万円以下	15%	10万円	
400万円以下	20%	25万円	
600万円以下	30%	65万円	
1,000万円以下	40%	125万円	
1,500万円以下			
3,000万円以下	50%	225万円	
4,500万円以下	30%	223万円	
4.500万円超			

【改正後】

一般	贈与財産	特例贈与財産		
税率	控除額	税率	控除額	
10%	_	10%	_	
15%	10万円	15%	10万円	
20%	25万円	15%	1027 🗖	
30%	65万円	20%	30万円	
40%	125万円	30%	90万円	
45%	175万円	40%	190万円	
50%	250万円	45%	265万円	
55%	400万円	50%	415万円	
55%	400万円	55%	640万円	
 七 平 中 土 平 中 土 下 ク 4 日 4				

※直系尊属からの贈与により財産を取得した受贈者(贈与を受けた年の1月1 日で20歳以上の者)は特例税率が適用され、その贈与財産を「特例贈与財産」 といいます。特例税率の適用がない財産は「一般贈与財産」といいます。

【国税庁HPより抜粋】